

てだこ・ゆいぐるプラン

第6次浦添市地域福祉計画・第7次浦添市地域福祉活動計画
第1次浦添市再犯防止推進計画

【令和6年度～令和10年度】



令和6年3月

浦添市

社会福祉法人浦添市社会福祉協議会

はじめに



全国的に少子高齢化や世帯の小規模化がさらに進行しており、若いまちとして知られてきた浦添市においても全国同様に少子高齢化が進行し、地域での住民相互のつながりが希薄化しており、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応やヤングケアラーへの支援、生活困窮者・障がい者の自立支援など求められる福祉ニーズも複雑・複合化してきております。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう住民、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政など地域に関わるすべての人が互いに協力して、支援が必要な人を支える仕組みをつくる「地域福祉」の重要性が一層高まっています。

こうした中、本市におきましては制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて地域住民がつながる「地域共生社会」の実現に向け、地域課題の把握・解決力の向上や包括的支援体制の整備等を進めております。

また、令和2年10月に「浦添市福祉のまちづくり条例」を施行し、全ての市民がまちづくりに関する理解を深め、積極的にまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図っております。

本計画『てだこ・ゆいぐるくるプラン』（第6次地域福祉計画・第7次地域福祉活動計画）は、地域福祉を推進する上での本市全体の理念や仕組みづくりの指針となる行政の「地域福祉計画」と地域住民等が相互に協力して地域福祉の推進を目的とする実践的な活動計画である社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、さらに地域福祉と関連のある「再犯防止推進計画」も包含しています。

本計画の推進にあたりましては、行政・社会福祉協議会や地域を構成する住民、関係機関・団体、企業の皆様と「自助・互助・共助・公助」の連携を図り、参加と協働により各事業を実施していくことが重要と考えておりますので、今後とも、地域福祉の推進へのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました福祉保健推進協議会委員・専門部会委員をはじめ、関係機関・関係団体の方々、そして市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

浦添市長 松本 哲治

ごあいさつ



近年、私たちの生活は技術革新やグローバル化により便利さ、豊かさが確保されてきている反面、地域福祉を取り巻く環境は少子高齢化や地域における人と人とのつながりの希薄化により、経済的困窮などを背景にこれまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが難しい課題を抱え、制度の狭間で支援を必要としている人たちが見受けられます。

さらに、令和2年4月に発令された1回目の緊急事態宣言以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済状況の悪化は人々の「生きづらさ」を増大させ、虐待や孤立化、DV被害及びひきこもりなど、個人や世帯が抱える福祉課題はより複雑化・複合化し、深刻な日常生活上の課題が顕在化しています。

国はこのような状況に対応していけるように、従来縦割りだった福祉分野の各制度をつなぎ、支援の受け手と担い手に分かれるのではなく、多様性を尊重しながら、互いに支えあう「地域共生社会」の実現を目指しています。

本計画は社会的背景や国の方針を踏まえ、第五次浦添市総合計画を上位計画のもと、社会福祉法107条に定める市町村地域福祉計画として、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。さらにこのたび地域福祉と関連の深い「再犯防止推進計画」も包含した計画となっております。

計画の策定にあたり、市内で活動している福祉・ボランティア団体、関係機関等へのヒアリングや中学校区コミュニティづくり推進委員会等を開催し、多くの皆様の実践と今後のビジョンについて拝聴いたしました。多くの方々のご協力をいただき、計画を策定することができましたことに、心から感謝申し上げます。

私ども社会福祉協議会は、これから先、その時々を担うすべての地域住民が「安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、今後とも地域住民の皆様をはじめ、行政や民生委員・児童委員、自治会関係者、福祉・ボランティア団体、企業の皆様とともに「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

今後とも、より一層のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年3月

社会福祉法人浦添市社会福祉協議会

会長 久貝 宮一

〈目 次〉

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 地域福祉とは.....	1
2. 計画策定の趣旨.....	1
3. 一体的策定の意義.....	2
4. 計画の位置づけ.....	4
5. 計画期間.....	5
第2章 浦添市の地域福祉を取り巻く状況	7
1. 基礎データからみる本市の状況.....	7
2. 市民アンケート結果からみる本市の状況.....	20
3. 団体ヒアリング結果からみる本市の状況.....	32
4. 前計画の目標指標達成状況.....	39
5. 本計画で取り組む主要問題.....	41
第3章 計画の基本的な考え方	43
1. 基本理念.....	43
2. 基本方針.....	43
3. 目標指標等と進行管理.....	44
4. 重点施策.....	48
5. 施策体系.....	54
6. 地域福祉の推進に向けた役割.....	55
7. 地域福祉の圏域と支え合いのネットワーク図.....	57
第4章 本計画で取り組むこと	61
計画内容の見方.....	61
基本方針1. 地域の困りごとに取り組む市民の増加.....	63
基本方針2. 複雑化する困りごとへの対応強化.....	74
基本方針3. いつまでも住み続けられるまちの実現.....	95
第5章 中学校区別地域福祉活動プラン	104
第6章 浦添市再犯防止推進計画	117
1. 計画策定の趣旨.....	117
2. 再犯防止に関する現状と課題.....	118
3. 具体的な取組み.....	128

資料編.....	137
1. 条例・会議規則・規程・要綱.....	137
2. 計画策定の経緯.....	147
3. 用語解説.....	149
4. 主な相談先.....	154

第1章 計画の策定にあたって

1. 地域福祉とは

「福祉」という言葉から、高齢者・障がい者・子どもなどを対象とした制度や行政によるサービスをイメージするかもしれませんが、「福祉」は特定の方のためだけではなく、すべての住民を対象とした「生きやすさ」を実現する取組です。そして「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように、住民、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政などがお互いに協力して取り組むことです。「地域福祉」を進めるためには、住民に加えて福祉分野以外の様々な企業・事業者、まちづくりの団体なども地域に参画して自分の持つ力を発揮し、地域づくりに関わるのが不可欠です。

2. 計画策定の趣旨

「福祉」や「地域福祉」を取り巻く社会状況は年々厳しさを増しています。特に、2020年以降の新型コロナウイルス感染拡大による経済状況の悪化は、人々の「生きづらさ」を増大させ、助けを求めることができなくなる社会的孤立をより深刻にしています。

国はこうした状況に対応していけるように、従来縦割りだった福祉分野の各制度の間をつなぎ、支援の受け手と担い手とに分かれたままになるのではなく互いに支え合う、「地域共生社会」の実現を目指してきました。2020年に社会福祉法が改正され、地域の特性や事情に合わせて複雑化・複合化した福祉課題に対応するための「重層的支援体制整備事業」が、市町村の任意で実施できるようになりました。複数の福祉分野にまたがる課題に対し、どこがどのような役割を担うのか、どういった専門機関との連携が必要なのか明確にし、関係者間で共有しておくことが重要です。

この間、本市においては全行政区でコミュニティづくり推進委員会が立ち上がったほか、中学校区コミュニティづくり推進委員会を中心に積極的な地域活動が展開されてきました。一方で、本市も全国同様に「超高齢社会」となり、地域社会や家族のあり方、ライフスタイルが変化する中で、家庭や地域内の支え合いの低下が懸念されています。

複雑化・複合化した福祉課題に対応していくためにも、住民による支え合い活動の推進、相談支援の専門職や機関同士の連携・協働が、より一層重要となっています。行政及び社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉団体、ボランティア、NPO団体など、地域に関わるすべての人たちと協働して、誰もが安心して暮らし続けられるよう、本市における「地域共生社会」を実現することが求められています。

そのため、行政と社会福祉協議会が本市の福祉を総合的に推進していく計画として、第6次浦添市地域福祉計画と第7次浦添市地域福祉活動計画を一体的に策定します。

3. 一体的策定の意義

(1) 地域福祉計画、地域福祉活動計画との関係と役割

地域福祉は住民参加が基本となる一方で、地域福祉を推進するための方針をまとめた「地域福祉計画」と、住民などの実践的な活動を支援する「地域福祉活動計画」があります。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域の支え合いによる地域福祉」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」や「共に生きる地域社会づくり」などを目指すための「理念」と「仕組み」などの基本的な考えを示す行政計画です。

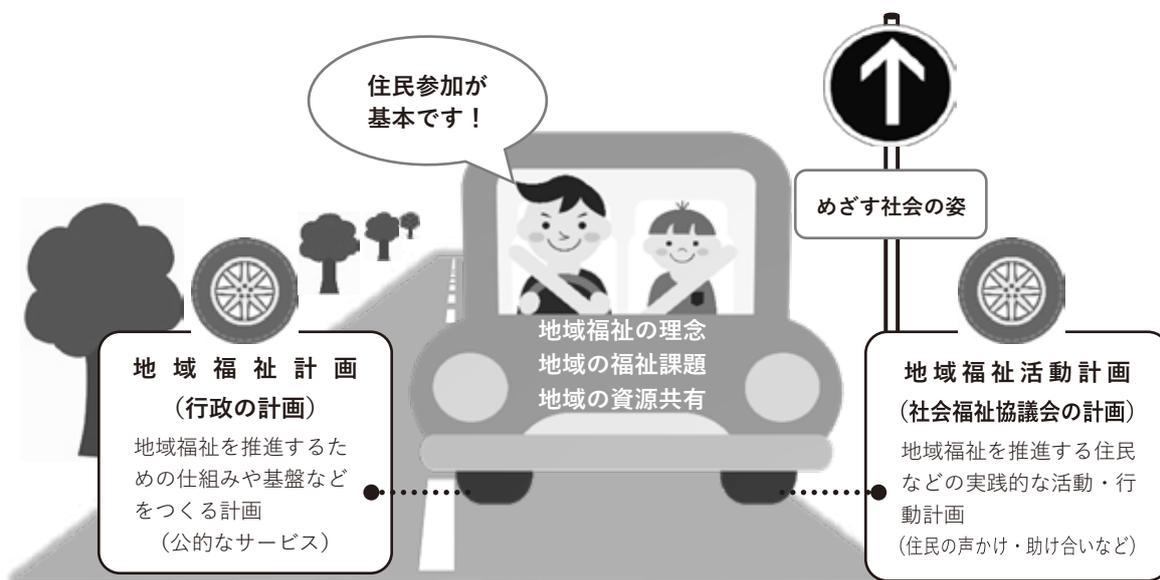
「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社会福祉協議会が策定する計画で、「すべての住民」や「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」、「企業」などが相互に協力して、地域福祉の推進を目的とするための実践的な活動計画です。

地域福祉を進める上での本市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

(2) 計画を一体的に策定することの意義

前述したように、地域福祉計画、地域福祉活動計画は、ともに地域での助け合いなどの実現をめざすために必要な取り組みを位置づけたもので、それぞれの計画に位置づけられる内容は異なる部分もあるものの、いわば車の両輪と言えるでしょう。

2つの計画を一体的に策定することで、行政や社会福祉協議会の目指す地域福祉の目標や、地域を構成している住民、各種関係機関・団体、企業・事業者などの役割を明確に示し、より実効性の高い地域福祉の取り組みをともに進めることが期待されます。



■地域福祉計画、社協の位置づけ

〈社会福祉法 第 107 条 市町村地域福祉計画〉

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

《社会福祉法 第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）》

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

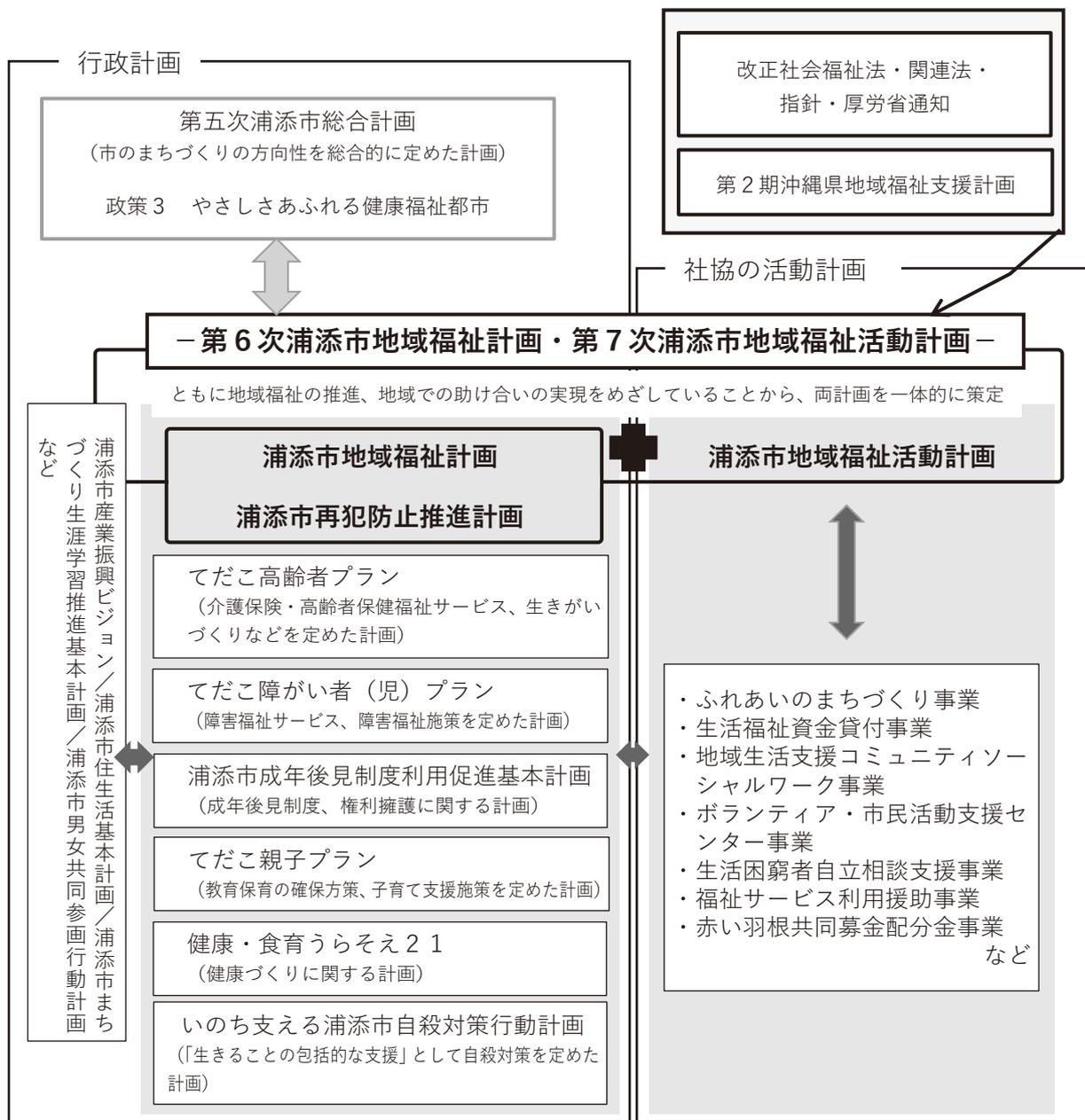
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4. 計画の位置づけ

本計画は、第五次浦添市総合計画のもと、社会福祉法第107条に定める市町村地域福祉計画として、福祉部門の各種個別計画の上位となる計画で、健康・食育や自殺対策の計画とも関連をもちながら本市の福祉を推進するものです。また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

さらに、産業、教育などのあらゆる部門の計画と関係していることから、行政の各分野のまちづくり計画とも調整を図り、本市と浦添市社会福祉協議会、関係機関との連携のもとに進めていきます。

また、地域福祉活動計画として、地域における福祉活動を進める住民や関係機関・団体、民間企業・事業者などの取組に活用いただける内容を位置づけています。



5. 計画期間

本計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和10（2028）年度を目標年度とする5年計画とします。社会情勢の変化に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

計画名	年度	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
浦添市総合計画 基本構想（10年間） 基本計画（5年間）	第五次基本構想	→				
	第五次前期基本計画	→		第五次後期基本計画		
	基本計画（5年間）	→				
てだこ・ゆいぐるプラン 浦添市地域福祉計画・ 浦添市地域福祉活動計画		● →				
浦添市再犯防止推進計画		● →				
てだこ高齢者プラン 高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第七次	→			第八次	→
	第9期	→			第10期	→
てだこ障がい者(児)プラン 障害者計画(障害者基本法) 障害福祉計画(障害者総合支援法) 障害児福祉計画(児童福祉法)	第5次	→				
	第7期	→			第8期	→
	第3期	→			第4期	→
浦添市成年後見制度利用促進基本計画	第2期	→				
てだこ親子プラン 子ども・子育て支援事業計画	第4次	第5次	→			
	第2期	第3期	→			
健康・食育うらそえ21	第2次	第3次	→			
いのち支える浦添市自殺対策行動計画	→	→				

※点線：将来的に策定される計画の計画期間（予定）